

「宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急事業者支援事業」の概要

1 趣旨

国の「まん延防止等重点措置」の適用の影響を受け、多くの事業者が売上の減少により厳しい経営状況に置かれている。特に売上が70%以上減少している事業者については、倒産や廃業のリスクが非常に大きい。そうした事業者に対し、緊急事業者支援金を支給することにより、事業継続を促進させ、本市経済の持続化及び再生を図る。

2 事業の概要

(1) 支給額 1事業者につき20万円

(2) 対象者

種別	説明
中小法人等	市内に本社がある、資本金10億円以上の大企業を除く中堅企業者、中小企業者、小規模事業者等。
個人事業者	市内に住所を有する、個人事業主、フリーランス等。 雑所得・給与所得で確定申告するフリーランスも対象（企業等に雇用されている方は対象外。）。

(3) 主な支給要件

ア 「宮崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を受給していないこと。

イ 令和4年1月から3月までのいずれかの月の売上が、基準月（平成31年から令和3年までの間のいずれかの年の同月）の売上と比較して、70%以上減少していること。

ウ 基準月の売上高が、20万円以上であること。

3 予算

事業費	事務費	合計
240,000 千円	5,551 千円	245,551 千円

4 申請受付開始時期（予定） 令和4年4月中旬

【問合せ先】

宮崎市観光商工部商工戦略局工業政策課
担当 児玉、河野、日高
電話 21-1793